

## ワークショップ「水難救助」WS1-4 水難救助について

水流敏幸

警視庁 向島警察署 警備課長 警視

### 【部隊】

水難救助部隊は警視庁機動隊内に設置されており、通常勤務の傍ら水難救助訓練に取り組んでいる。

その他、警視庁湾岸警察署内に水上安全課が設置されており、災害救助をはじめ人命救助を専門とする部隊が日夜勤務に当たっている。

### 【水難救助】

(1) 水難救助の場面は、要救助者だけでなく救助部隊にも危険が伴う勤務であるため、装備資機材の有効活用と、救助部隊相互の連携が重要で、常に細心の注意を払いながら任務に当たっている。

#### (2) 救助方法

水難救助では、水上艇をはじめゴムボート（船外機付を含む）での救助がほとんどであるが、要救助者を船上に引き上げた後は、救助場所から近い防災船着き場や安全に陸上に引き上げすることができる場所を選定し、救助隊に引き継ぐこととなる。

#### (3) 関係機関との連携

水難救助に限らず、救出救助の場面では関係機関との連携が重要で、二次災害に留意しながらお互いが連携して救出救助活動を行う必要がある。

### 【訓練】

水難救助は危険を伴う救助活動となるため、救助に当たる部隊は現場を想定した訓練を行い、救出救助技能の向上に努めている。

特に6月から10月の出水期では、管内に河川等が所在する警察署においては、複数の警察署が同行で訓練を実施するなど、あらゆる場面を想定した救出救助訓練に取り組み、現場対応力の向上に努めている。